✻ 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度とは

全ての子どもと子育て家庭を対象に、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度として「子ども・子育て関連3法」に基づき平成27年4月からスタートしました。

支給認定の区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		保育を必要としない3歳以上の幼児	保育を必要とする3歳以上の幼児	保育を必要とする3歳未満の乳幼児
利用できる施設	保育所	−	○	○
	幼稚園	○	−	−
	認定こども園	○	○	○

教育・保育施設の種類

保育所 0〜5歳	保育が必要なお子さんを就労等により家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
認定こども園 0〜5歳	保育所と幼稚園が一体又は併設（隣接）され、保育所と幼稚園の機能や特徴をあわせ持つ施設
幼稚園 3〜5歳	保護者の就労の有無に関わりなく、希望により利用できる幼児期の教育を行う施設
地域型保育 0〜2歳	保育が必要なお子さんを比較的少人数の家庭的な雰囲気の中で保育する事業 ・小規模保育　・事業所内保育　等

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日から利用料が無償化されました。

・幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、利用料が無償化されました（※幼稚園については、月額上限額が28,000円となります）。
・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日（幼稚園は満3歳）から小学校入学前までの3年間です。
・食材料費、行事費などは、基本的にこれまでどおり保護者の負担になります（一部減免規定あり）。

無償化の対象について

・幼稚園預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業を利用する子どもが、無償化の対象となるためには、就労しているなど認可保育所の利用と同等の要件を満たす必要があり、滝川市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

広告



・無償化となる利用料について、子ども1人当たりの月額上限額は次のとおりです。

	無償化対象事業等	対象児童	月額上限額
1	・幼稚園、認定こども園(教育部分)の預かり保育	満3歳	17,700円
		3歳児～5歳児	12,300円
2	・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・ファミリーサポートセンター事業	0歳児～2歳児	45,700円
		3歳児～5歳児	40,300円

✿認定区分判定チャート

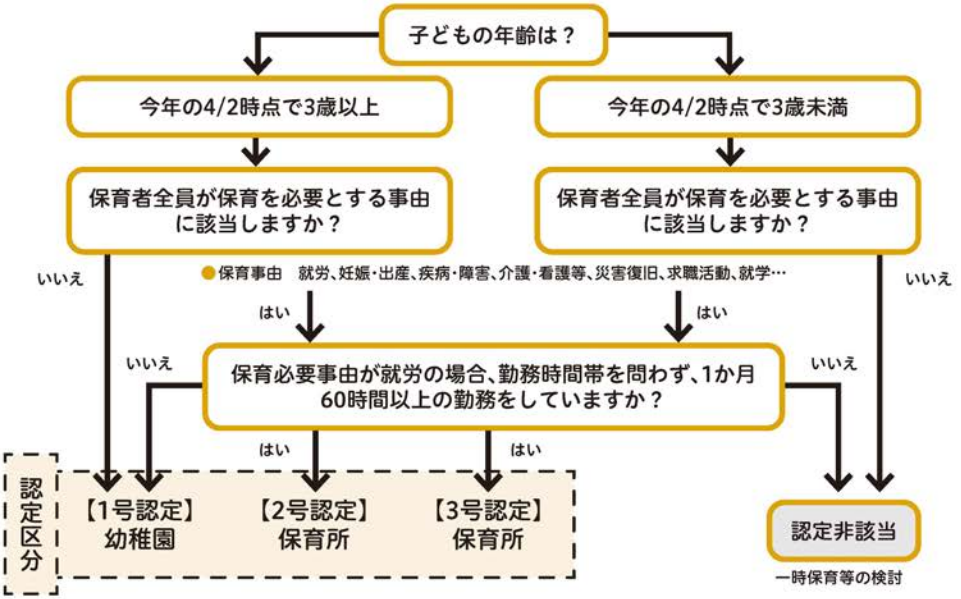

保育所へ入所できる基準及び手続き

問 こども家庭センター(保健センター内)　☎0125-28-8025

番号	保育の必要理由	概要	必要な書類
1	就労	家庭内外で就労している場合 (※勤務時間を問わず1ヶ月60時間以上の就労をしていること)	就労証明書 自営業申告書 ※添付書類:事業を行っていることが確認できる書類の写し 農業就労等申告書
2	妊娠・出産	出産前後のため、その児童を保育することができない場合 (認定期間:産前7週から産後の翌週8週後の属する月の末日まで)	母子手帳の写し
3	疾病・障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神・身体に障害を有しており、保育することができない場合	医師からの診断書 身体障害者手帳・療育手帳の写し
4	介護・看護等	長期にわたり疾病の状態にあるか、または精神・身体に障害を有する同居の親族を常時介護しており、保育することができない場合	介護が必要な方の医師からの診断書等

番号	保育の必要理由	概要	必要な書類
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっており、保育することができない場合	
6	求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を行っており、保育ができない場合 （認定期間：認定日から起算して90日が経過する日が属する月の月末まで） ※ただし、年度内において1回	求職活動（起業準備）状況申告書兼同意書
7	就学	就学（職業訓練校における職業訓練を含む。）のため、保育ができない場合 （認定期間：就学中）	在学証明書 ※添付書類：就学していることがわかるもの
8	虐待やDVのおそれがある場合		
9	育児休業中	既に保育所を利用していて、継続利用が必要な場合（認定期間：原則、1歳の誕生日前日が属する月の末日まで（最長2歳の誕生日前日が属する月の末日まで））	就労証明書

✿保育所の利用手続き（4月1日から利用したい場合）

11月上旬～ 申込書類配布 ▶ 12月初旬～中旬 一次募集期間 ▶ 12月下旬～1月上旬 一次選考 利用調整結果送付 ▶ 1月下旬～2月初旬 二次募集期間 ▶

2月上旬 二次選考 利用調整結果送付 ▶ 2月下旬～3月初旬 内定通知及び 面接書類の送付 ▶ 4月1日 **利用開始** 保育所利用決定通知書及び支給認定証は入所後発行

※上記日程について、手続き内容が変更になる可能性があります。
※年度途中から利用したい場合は子育て応援課にお問い合わせください。

認可外保育所

●対象者・利用料

・無償化の対象となるためには、就労しているなど、認可保育所の利用と同等の要件を満たす必要があり、滝川市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
・3歳から5歳までの子どもたちは月額40,300円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額45,700円までの利用料が無償化されます。

●それぞれの病院・施設の従業員向けに開設されている施設

・滝川市立病院院内保育所ゆめみな
・優仁会若葉台病院ひよこ保育所
・佐藤病院わんぱく保育園
・翔陽会滝川脳神経外科病院保育所たいよう
・神部病院保育所エンゼルブロス
・優仁会セントラルキッズ
・土筆の郷内　託児所
・フルールハピネスたきかわ施設内託児所もえっこクラブたきかわ

●一般利用可能な施設

・なかよしハウス
（西町2丁目2番74号）
保育時間　8:00～18:00
☎0125-22-5959
※詳しい内容につきましては直接お問い合わせください。